官報

（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕

○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（一一三）　八

○食育基本法の一部を改正する法律（一一四）　二六

〔政　令〕

○法務省組織令の一部を改正する政令（一七八）　二六

○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（一七九）　二六

○特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令（一八〇）　二六

○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一八一）　二六

〔省　令〕

○日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第五項の区域を定める省令（総務七一一）　二七

○日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第六項第一号及び第二号の区域を定める省令（同七四）　三一

○電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（国土交通五八）　三一

〔法規的告示〕

○電気通信番号計画の一部を変更する件（総務一一〇一一）　三三

〔その他告示〕

○電気通信事業法施行規則第四条の二の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき総務大臣が指定する者を定める件（総務一一〇一二）　三三

○電気通信事業法第三十一条第十一項第一号の規定に基づく特定関係事業者の指定に関する件（同一一〇一四）　三三

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　三四

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構関係　九一

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　九二

会社その他

会社決算公告　九七

本号で公布された法令のあらまし

◇都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（法律第二十三号）（国土交通省）

第１　都市再生特別措置法の一部改正

１　基本理念の創設

都市の再生は、都市が我が国の活力の源泉であり、安全かつ安心で豊かな国民生活の実現に重要な役割を果たすものであること等に鑑み、都市機能の集約を推進することが都市の持続可能性を確保するために効果的であるとの基本的認識の下に、都市の脱炭素化の推進等による環境への負荷の低減等に配慮しつつ、多様な主体が相互に連携及び協力をしながら、都市開発事業、公共公益施設の整備及び管理並びにまちづくりの推進を図る活動等を効果的に実施し、併せて都市の防災に関する機能を確保することにより、都市の魅力及び国際競争力の向上と快適で質の高い生活環境の創出を図ることを旨として、行わなければならないものとする。（第一条の二関係）

２　民間都市開発推進機構の行う支援等の追加

民間都市開発推進機構は、国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業計画に係る都市再生事業等の施行に要する費用の一部として、まちづくり推進活動拠点施設等の整備に要する費用について支援等をすることができるものとする。（第二十九条、第三十条、第七十一条、第七十一条の二、第百三条及び第百四条関係）

３　都市再生整備等協定の締結等

（１）　都道府県又は市町村は、都市再生事業等に係る都市計画の案を作成しようとする場合において、当該都市再生事業等の効果を将来にわたって適切かつ十分に発揮させるため、当該都市再生事業等における公共公益施設の円滑かつ確実な整備及び適切かつ効率的な管理を図る必要があると認めるときは、当該公共公益施設の整備及び管理を行うと見込まれる者との間において、当該公共公益施設の整備及び管理に関する協定